

<中間処理施設>

| | |
|---------|---|
| 処理施設の種類 | 圧縮施設 |
| 設置場所 | 岩手県北上市成田26-83-8、83-12、83-15及び飯豊25-135-2 (第1工場区 D棟) |
| 設置年月日 | 平成9年10月27日 |
| 処理能力 | 金属くず: 20.0t / 日 (8hr) (2.5t / hr) |
| 廃棄物の種類 | 金属くず |
| 処理方式 | 油圧式プレス |

| | |
|---------|--|
| 処理施設の種類 | 圧縮施設 |
| 設置場所 | 岩手県北上市成田26-83-8、83-12、83-15及び飯豊25-135-2 (第1工場区 A棟) |
| 設置年月日 | 平成11年10月11日 |
| 処理能力 | ・廃プラスチック類: 13.0t / 日 (8hr) (1.625t / hr) ・金属くず: 40.0t / 日 (8hr) (5.0t / hr) |
| 廃棄物の種類 | 廃プラスチック類、金属くず |
| 処理方式 | 油圧式上蓋下降・シリンダー圧縮 |

| | |
|---------|--|
| 処理施設の種類 | 圧縮施設 |
| 設置場所 | 岩手県北上市成田26-83-8、83-12、83-15及び飯豊25-135-2 (第2工場区 F棟) |
| 設置年月日 | 平成11年10月11日 |
| 処理能力 | ・廃プラスチック類、繊維くず、ゴムくず: 30.0t / 日 (8hr) (3.75t / hr) ・紙くず、金属くず: 50.0t / 日 (8hr) (6.25t / hr) |
| 廃棄物の種類 | 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず |
| 処理方式 | 油圧式圧縮・番線締め |

| | |
|---------|---|
| 処理施設の種類 | 切断施設 |
| 設置場所 | 岩手県北上市成田26-83-8、83-12、83-15及び飯豊25-135-2 (第1工場区 B棟) |
| 設置年月日 | 平成元年8月9日 |
| 処理能力 | 金属くず: 30.0t / 日 (8hr) (3.75t / hr) |
| 廃棄物の種類 | 金属くず |
| 処理方式 | 油圧式スクラップシャー |

<中間処理施設>

| | |
|---------|---|
| 処理施設の種類 | 切断施設 |
| 設置場所 | 岩手県北上市成田26-83-8、83-12、83-15及び飯豊25-135-2 (第1工場区 B棟) |
| 設置年月日 | 平成元年8月9日 |
| 処理能力 | 金属くず:2.0t / 日(8hr) (0.25t / hr) |
| 廃棄物の種類 | 金属くず |
| 処理方式 | エア-圧力式切断 |

| | |
|---------|---|
| 処理施設の種類 | 切断施設 |
| 設置場所 | 岩手県北上市成田26-83-8、83-12、83-15及び飯豊25-135-2 (第2工場区 F棟) |
| 設置年月日 | 平成11年10月11日 |
| 処理能力 | 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず :4.8t / 日(8hr) (0.6t / hr) |
| 廃棄物の種類 | 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず |
| 処理方式 | 油圧式シリンダー下降刃式切断 |

| | |
|---------|--|
| 処理施設の種類 | 切断・圧縮施設 |
| 設置場所 | 岩手県北上市成田26-83-8、83-12、83-15及び飯豊25-135-2 (第1工場区 E棟) |
| 設置年月日 | 平成9年10月27日 |
| 処理能力 | ・廃プラスチック類:2.0t / 日(8hr) (0.25t / hr) ・金属くず:6.0t / 日(8hr) (0.75t / hr) |
| 廃棄物の種類 | 廃プラスチック類、金属くず |
| 処理方式 | 油圧式切断・プレス |

| | |
|---------|---|
| 処理施設の種類 | 切断・圧縮施設 |
| 設置場所 | 岩手県北上市成田26-83-8、83-12、83-15及び飯豊25-135-2 (第1工場区 E棟) |
| 設置年月日 | 平成11年10月11日 |
| 処理能力 | 廃プラスチック類、木くず、ゴムくず、金属くず :4.8t / 日(8hr) (0.6t / hr) |
| 廃棄物の種類 | 廃プラスチック類、木くず、ゴムくず、金属くず |
| 処理方式 | 油圧式切断・プレス |

<中間処理施設>

| | |
|---------|---|
| 処理施設の種類 | 熱圧縮施設 |
| 設置場所 | 岩手県北上市成田26-83-8、83-12、83-15及び飯豊25-135-2 (第2工場区 F棟) |
| 設置年月日 | 平成11年10月11日 |
| 処理能力 | 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず :4.4t / 日(8hr) (0.55t / hr) |
| 廃棄物の種類 | 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず |
| 処理方式 | 二本軸スクリュウ回転摩擦熱式混練・圧縮 |

| | |
|---------|--|
| 処理施設の種類 | 破碎施設 |
| 設置場所 | 岩手県北上市成田26-83-8、83-12、83-15及び飯豊25-135-2 (第2工場区 F棟) |
| 設置年月日 | 平成9年10月27日 |
| 処理能力 | ・廃プラスチック類:4.8t / 日(8hr) (0.6t / hr) ・木くず:6.4t / 日(8hr) (0.8t / hr) ・ゴムくず:4.8t / 日(8hr) (0.6t / hr) ・金属くず:16.0t / 日(8hr) (2.0t / hr) ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず:9.8t / 日(8hr) (1.225t / hr) |
| 廃棄物の種類 | 廃プラスチック類、木くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず |
| 処理方式 | ブレーカ回転式剪断破碎 |

| | |
|---------|---|
| 処理施設の種類 | 破碎施設 |
| 設置場所 | 岩手県北上市成田26-83-8、83-12、83-15及び飯豊25-135-2 (第2工場区 H棟) |
| 設置年月日 | 平成11年10月11日 |
| 処理能力 | ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず :1.0t / 日(8hr) (0.125t / hr) |
| 廃棄物の種類 | ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず |
| 処理方式 | 電動モーター回転刃方式 |

| | |
|---------|--|
| 処理施設の種類 | 破碎施設 |
| 設置場所 | 岩手県北上市成田26-83-8、83-12、83-15及び飯豊25-135-2 (第1工場区 E棟) |
| 設置年月日 | 平成11年10月11日 |
| 処理能力 | 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず :3.2t / 日(8hr) (0.4t / hr) |
| 廃棄物の種類 | 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず |
| 処理方式 | 2軸回転刃剪断方式 |

<中間処理施設>

| | |
|---------|--|
| 処理施設の種類 | 破砕施設 |
| 設置場所 | 岩手県北上市成田26-83-8、83-12、83-15及び飯豊25-135-2 (第1工場区 A棟) |
| 設置年月日 | 平成22年2月5日 |
| 処理能力 | ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 :96.8t / 日(8hr) (12.1t / hr) |
| 廃棄物の種類 | ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、がれき類 |
| 処理方式 | 2段粉碎方式 |

| | |
|----------|---|
| 処理施設の種類 | 破砕施設 (固定式)(移動式) |
| 設置場所、駐機場 | 岩手県北上市成田26-83-8、83-12、83-15及び飯豊25-135-2 (第2工場区 F棟) |
| 設置年月日 | 平成22年3月24日 |
| 処理能力 | 木くず :60.0t / 日(8hr) (7.5t / hr) |
| 廃棄物の種類 | 木くず |
| 処理方式 | 1軸シュレッダー方式 |

| | |
|---------|---|
| 処理施設の種類 | 移動式破砕施設 |
| 設置場所 | 駐機場:岩手県北上市成田26-83-8、83-12、83-15及び飯豊25-135-2 (第1工場区 A棟) |
| 設置年月日 | 平成22年2月5日 |
| 処理能力 | がれき類 :96.8t / 日(8hr) (12.1t / hr) |
| 廃棄物の種類 | がれき類 |
| 処理方式 | 2段粉碎方式 |

| | |
|---------|---|
| 処理施設の種類 | 減容施設 |
| 設置場所 | 岩手県北上市成田26-83-8、83-12、83-15及び飯豊25-135-2 (第2工場区 G棟) |
| 設置年月日 | 平成22年2月5日 |
| 処理能力 | 廃プラスチック類(廃発泡スチロール) :0.4t / 日(8hr) (0.05t / hr) |
| 廃棄物の種類 | 廃プラスチック類(廃発泡スチロールに限る) |
| 処理方式 | 電気ヒーター方式による減容 |

<中間処理施設>

| | |
|---------|---|
| 処理施設の種類 | 埋立施設(安定型埋立)、(株)マルサ最終処分場 |
| 設置場所 | 岩手県北上市成田26-83-15及び飯豊25-135-2 |
| 設置年月日 | 平成元年8月9日 |
| 処理能力 | ・埋立面積:2,500m ² (全体面積2,500m ²) ・埋立容量:6,700m ³ |
| 廃棄物の種類 | 廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、がれき類 |
| 概要 | 土えん堤、展開検査場、周縁地下水観測井戸(上流、下流)、浸透水採取設備、雨水排水U字側溝、バックホー |

産業廃棄物処理施設設置許可証

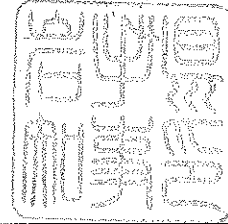
平成22年3月10日

住所 岩手県北上市成田26地割83番地12

氏名 株式会社マルサ 代表取締役 佐藤 直也

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

岩手県知事 達 増 拓 也



| | | | |
|---------------------|--|------|-------------|
| 許可の年月日 | 平成22年3月10日 | 許可番号 | 第109082-13号 |
| 施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 | がれき類の破砕施設（令第7条第8号の2施設） ・がれき類 ・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず 以下余白 | | |
| 設置場所 | 岩手県北上市成田 26 地割 83 番 8、83 番 12、83 番 15 及び飯豊 25 地割 135 番 2 並びに排出事業場（駐機場：岩手県北上市成田 26 地割 83 番 8、83 番 12、83 番 15 及び飯豊 25 地割 135 番 2） 以下余白 | | |
| 処理能力 | 96.8 t / 日 (8時間稼動) 以下余白 | | |
| 許可の条件 | - | | |
| 先行許可証の有無 | 有 | | |
| 留意事項 | <ol style="list-style-type: none">1 施設の設置にあたっては、各種関連法規を遵守すること。2 計画内容等に変更があった場合は、速やかに連絡し指示を受けること。3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。4 施設は、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という）に基づく維持管理基準及び申請書に記載した維持管理に関する計画に基づき維持管理すること。5 法に基づく産業廃棄物の処分基準を遵守するとともに、生活環境影響調査報告書において予測した生活環境の状況について定期的に検証し、生活環境保全上の目標の遵守に努めること。 | | |

産業廃棄物処理施設設置許可証

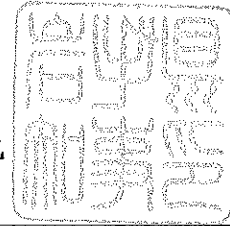
平成22年3月10日

住 所 岩手県北上市成田26地割83番地12

氏 名 株式会社マルサ 代表取締役 佐藤 直也

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により設置の許可を受けた産業
廃棄物処理施設であることを証する。

岩手県知事 達 増 拓 也



| | | | |
|-----------------------------|--|------|-------------|
| 許可の年月日 | 平成22年3月10日 | 許可番号 | 第109082-14号 |
| 施設の種別及び 処理する産業廃 棄物の種別 | 木くずの破碎施設（令第7条第8号の2施設） ・木くず 以下余白 | | |
| 設 置 場 所 | 岩手県北上市成田 26 地割 83 番 8、83 番 12、83 番 15 及び飯豊 25 地割 135 番 2 並 びに排出事業場（駐機場：岩手県北上市成田 26 地割 83 番 8、83 番 12、83 番 15 及 び飯豊 25 地割 135 番 2） 以下余白 | | |
| 処 理 能 力 | 60.0 t / 日 (8時間稼動) 以下余白 | | |
| 許 可 の 条 件 | — | | |
| 先行許可証の有無 | 有 | | |
| 留 意 事 項 | 1 施設の設置にあたっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は、速やかに連絡し指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。 4 施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という）に基づ く維持管理基準及び申請書に記載した維持管理に関する計画に基づき維持管 理すること。 5 法に基づく廃棄物の処分基準を遵守するとともに、生活環境影響調査報告 書において予測した生活環境の状況について定期的に検証し、生活環境保全 上の目標の遵守に努めること。 | | |

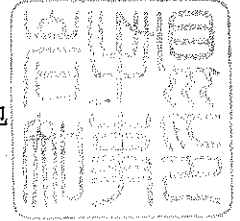
資 循 第 24・1 号

平成 21 年 10 月 26 日

株式会社マルサ

代表取締役 佐藤 直也 様

岩手県知事 達 増 拓 也



産業廃棄物処理施設使用届出書について

平成 13 年 4 月 27 日付けで提出のありました下記施設に係る標記届出書を受理しましたので通知します。

記

1 施設の種類

木くずの破碎施設（固定式）

2 設置場所

岩手県北上市成田第 26 地割 83 番 8